

平環資第37号
令和4年10月19日

事業系一般廃棄物収集運搬許可事業者 各位

小平市長 小林 洋子
(公印省略)

事業系一般廃棄物処理手数料の改定について

日頃より、市の資源循環行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市では、事業系一般廃棄物の処理原価と処理手数料に著しく乖離がある現状を踏まえ、処理手数料の適正化の観点から、手数料の改定を行うこととなりました。改定の内容は、下記のとおりとなります。

なお、別紙で御案内のとおり、改定の内容の説明会を開催いたしますので、御多忙の折とは存じますが、御参加について御検討くださいますよう、お願い申し上げます。

記

手数料改定の内容

- 1 対 象 下記の廃棄物を小平・村山・大和衛生組合に搬入した場合の手数料
 - (1) 事業系一般廃棄物
 - (2) 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

- 2 金 額

(1) 現 行	1キログラムにつき	24円
(2) 改定後	<u>1キログラムにつき</u>	<u>40円</u>

- 3 改定時期 令和5年4月1日から

- 4 そ の 他
 - (1) 収集運搬許可事業者と排出事業者間の委託契約の金額は、上記金額に、収集運搬料金等を上乗せした金額となります。
 - (2) この度の改定に伴い、収集運搬許可事業者と排出事業者間の委託契約における収集運搬料金の法定上限額（現行では、1キログラムにつき16円）が撤廃されるため、両者の合意により収集運搬料金を任意に設定できることとなります。

現 行	市手数料額 24円/kg (固定) + 収集運搬料金 16円/kg (上限)
	+ その他料金等 = 契約金額
改定後	<u>市手数料額 40円/kg (固定) + 収集運搬料金 (任意)</u>
	<u>+ その他料金等 = 契約金額</u>
 - (3) 事業系一般廃棄物排出状況月例報告書に記載されている各排出事業者にも同様の御案内を送付しております。
 - (4) 事業系指定収集袋の手数料は、この度の改定の対象ではございません。